

県北広域振興局長告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年4月20日

県北広域振興局長 松岡 博

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300017	二戸市社会福祉協議会 発達支援センター風	二戸市福岡字八幡下11番地1	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会	平成24年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300017	二戸市社会福祉協議会 発達支援センター風	二戸市福岡字八幡下11番地1	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会	平成24年4月1日

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300017	二戸市社会福祉協議会 発達支援センター風	二戸市福岡字八幡下11番地1	社会福祉法人二戸市社会福祉協議会	平成24年4月1日